

豚コレラ緊急対策事業（その４）の実施について

令和元年10月24日

農林水産部

豚コレラについては、県ではこれまで三次にわたり予備費を活用し、①養豚農場での野生いのしし防護柵の設置支援など防疫体制の強化と、②捕獲わなの増設や捕獲強化活動費の県単上乘せなど野生いのししの捕獲強化を柱とする、「豚コレラ緊急対策事業」に取り組んできたところです。さらに、9月補正予算においても、今年度後半に必要となる捕獲強化活動費や、養豚施設の空舎期間を確保するための早期出荷等への支援を行う「豚コレラ早期出荷促進対策事業」などを計上しました。

こうした中、農林水産省では、豚コレラの感染拡大の防止に向け、10月15日に、飼養豚への予防的ワクチン接種の実施に係る規定等を盛り込んだ「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」の一部変更を公表し、本県が、同指針に基づきワクチン接種推奨地域として設定されました。これを受け本県では、ワクチン接種プログラムを作成し、同日付けで農林水産省に当該プログラムの確認依頼を求めました。

10月21日、農林水産省から同プログラムを確認した旨の通知があり、本日、国からワクチンが届いたことから、明日25日から、予備費を活用し、県内全養豚農家の飼養豚等へ円滑かつ速やかにワクチン接種を進めるとともに、現在飼養している豚に対する初回接種に係る手数料（390円/頭）を免除することとしました。

【「豚コレラ緊急対策事業（その４）」の事業内容】

- | | |
|--------------------------------------|-----------------|
| 1 豚コレラワクチン緊急接種事業 | 8,110千円（予備費を活用） |
| （1）ワクチン購入費（国1/2） | |
| 国からのワクチンの購入に要する経費（40,000頭分） | |
| （2）衛生資材購入費（国1/2、10/10） | |
| ワクチン接種に必要な衛生資材（注射針、防疫衣、マスク等）購入に要する経費 | |
| （3）医療用廃棄物処分費（県10/10） | |
| 使用済み針、ワクチン瓶等の処分に要する経費 | |
| （4）家畜防疫員人件費（人件費：県10/10、旅費：国10/10） | |
| 家畜防疫員として任命する民間獣医師等の人件費等 | |

※ あわせて、風評被害の防止や県産豚肉の消費拡大に向けた正しい情報提供を行うため、以下の取組みを実施

- （1）とやまポークの安全性の周知や消費拡大の呼びかけ
（新聞広告の掲載、啓発ポスターの配布）
- （2）食の王国フェスタにおいて、「とやまポーク」の試食を来場者に提供
- （3）「とやまポーク」トークセッション（仮称）を開催し、生産者を交えて県産豚肉の生産や消費拡大等について意見交換